農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う 政令及び省令で定める内容の検討状況について

1 政令

〇 農薬取締法の一部を改正する法律(改正法)の施行日

改正法第1条の施行日:2018年12月1日

改正法第2条 (注) の施行日:2020年4月1日

- (注)農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実、使用期限に関する改正部分
- 再評価の手数料の額(法第8条第7項)(調整中)

2 省令

〇 提出すべき資料(法第3条第2項)

農薬の登録申請に当たり、提出しなければならない資料として、農薬 原体の組成、薬効・薬害、毒性、農作物への残留、土壌や環境への影響 に関する試験成績等を定める(従来から要求しているもの)。

(農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実は、改正法第2条施行時に追加)

O 特定試験成績及びその信頼性を確保するための基準(法第3条第2項) 特定試験成績として、農薬の毒性、農作物への残留等を具体的に定め る。信頼性を確保するための基準として、機器・試薬の管理方法、試験 施設の組織体制(信頼性保証部門の設置)、試験実施の計画及び記録の作 成・保管等を定める(OECD 準拠)。

〇 提出すべき資料の省略(法第3条第3項)

農薬原体の組成及び毒性の強さが同等なもの(ジェネリック農薬)について、申請時に提出を省略することができる試験成績として、毒性、農作物への残留等を具体的に定める。なお、これらの試験成績は、先発農薬の登録から15年が経過した農薬原体に関するものとする。

〇 再評価の実施期間(法第8条第2項)

再評価を行う期間は、概ね15年ごととする。

〇 販売者の届出様式(法第17条)

省令で届出様式を定めるとともに、インターネット販売等、販売所で 直接農薬を販売しない場合には、販売者の「事務所その他これに準ずる 場所」を販売所として届け出なければならないこととする。

〇 帳簿の備付け等(法第20条)

帳簿は、最終の記載の日から3年間保存しなければならない(法律で 定めていた保存期間を省令で規定)。

〇 生産及び輸入数量等の報告義務(法第29条第1項)

農薬製造者が、毎年、農林水産大臣に報告しなければならない事項として、人畜等への被害の発生に関する情報や研究報告、外国における登録の変更や取消しに関する情報等を追加する。